



**消防豆知識：危険物編** 危険物とは・・・

生活を豊かにする働きがある反面、取り扱いを誤ってしまうと大きな災害・被害等が発生しかねない危険な化学物質があります。一般的にこれらの危険な物質をまとめて『危険物』と呼んでいます。

毒物・劇物・可燃性のものや不燃性のものなどがありますが、いずれも液体か固体であり気体の危険物はありません。

消防法上の危険物とは、取り扱い方法を誤ると火災を引き起こす性質がある化学物質のことを言い、消防法とその関係法令により規制されています。



**消防法による危険物の分類と性質**

種類	性質	性質の概要	物質例
第1類	酸化性固体	それ自体は燃焼しないが、可燃物と混合すると、熱・衝撃・摩擦で分解し、激しく燃焼する固体。	塩素酸ナトリウム 過酸化バリウム 三酸化クロム
第2類	可燃性固体	火災によって着火しやすい固体又は、比較的低温(40℃未満)で引火しやすい固体。	マグネシウム・赤リン 固形アルコール
第3類	自然発火性及び禁水性質	空気に触れると自然発火するか、又は水と接触して発火もしくは可燃性ガスを発生させるもの。	カリウム 炭化カルシウム トリクロロシラン
第4類	引火性液体	液体であって、引火性を有する液体。	ガソリン・軽油 エチルアルコール
第5類	自己反応性物質	加熱分解など比較的低い温度で多量の発熱又は、爆発的に反応が進行するもの。	過酸化ベンゾイル ニトロセルロース ピクリン酸
第6類	酸化性液体	それ自体は燃焼しないが、可燃物と混合するとその燃焼を促進させる液体。	硝酸・過酸化水素 過塩素酸

**私たちの周りの危険物**

私たちの周りには日常生活で使用する様々な危険物があります。ガソリン、灯油、軽油などの燃料類をはじめ天ぷら油、マニキュア、除光液、ヘアースプレーなど危険物を利用した製品は、私たちの生活の中ではなくてはならない身近なものになっています。

危険物はその取り扱いや保管方法によっては大きな事故につながりかねません。製品に記載された注意書きをよく読み正しい取り扱いをしましょう。

**ガソリンと灯油の危険性**

- ガソリンは気温が-40℃でも気化し、小さな火源でも爆発的に燃焼する物質です。
- ガソリンの蒸気は、空気より重いため、穴やくぼみなどに溜まりやすく離れたところにある思わぬ火源(ライター等の裸火、静電気、衝撃の火花等)によって引火する危険性があります。
- 灯油は大量に保管すると火災危険性が高まるとともに、一旦火災が発生すると大火災になる危険性があります。

**ガソリンや灯油を入れる容器**

- ガソリンや灯油を入れる容器は、消防法により、一定の強度を有するとともに材質により制限されています。
- 特に、灯油用ポリ容器(20リットル)にガソリンを入れることは非常に危険ですので絶対に行わないでください。
- 乗用車などでガソリンを運搬する場合は、消防法により22リットル以下の性能試験に適合した金属容器に限られています。



**危険物安全週間**

危険物安全週間は、石油類をはじめとする危険物事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図る目的により平成2年に消防庁により制定され毎年6月の第2週(本年は6月8日(日)から6月14日(土))に実施されます。